

第1回滋賀県・市町調整会議 次第

日時：平成20年(2008年)6月2日(月)

10時から

場所：県庁新館7階大会議室

1 開 会

2 議 事

振興局・県事務所のあり方について

3 閉 会

[配付資料]

- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 総合地方機関の見直しについて

第1回滋賀県・市町調整会議 出席者名簿

平成20年6月2日(月)10時から
県庁新館7階大会議室

【副市町長】

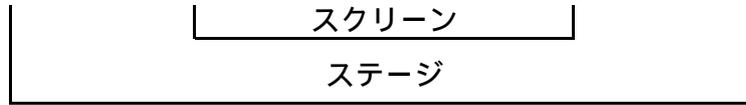
大津市	副市長	佐藤 賢
彦根市	副市長	松田 一義
長浜市	副市長	加藤 誠一
近江八幡市	副市長	正木 仙治郎
草津市	副市長	山岡 晶子
守山市	副市長	松村 茂
栗東市	副市長	中村 洋三
甲賀市	副市長	
野洲市	副市長	川尻 良治
湖南市	副市長	中津 勇
高島市	副市長	山内 敬
東近江市	副市長	久田 元一郎
米原市	副市長	西田 弘
安土町	副町長	中井 清
日野町	副町長	藤澤 政男
竜王町	副町長	勝見 久男
愛荘町	副町長	宇野 一雄
豊郷町	副町長	
甲良町	副町長	
多賀町	副町長	
虎姫町	副町長	宮部 幹夫
湖北町	副町長	八木 健精
高月町	副町長	田中 久二
木之本町	副町長	山表 雄二
余呉町	副町長	伊吹 惠鐘
西浅井町	副町長	拾井 泰彦

【出席者】

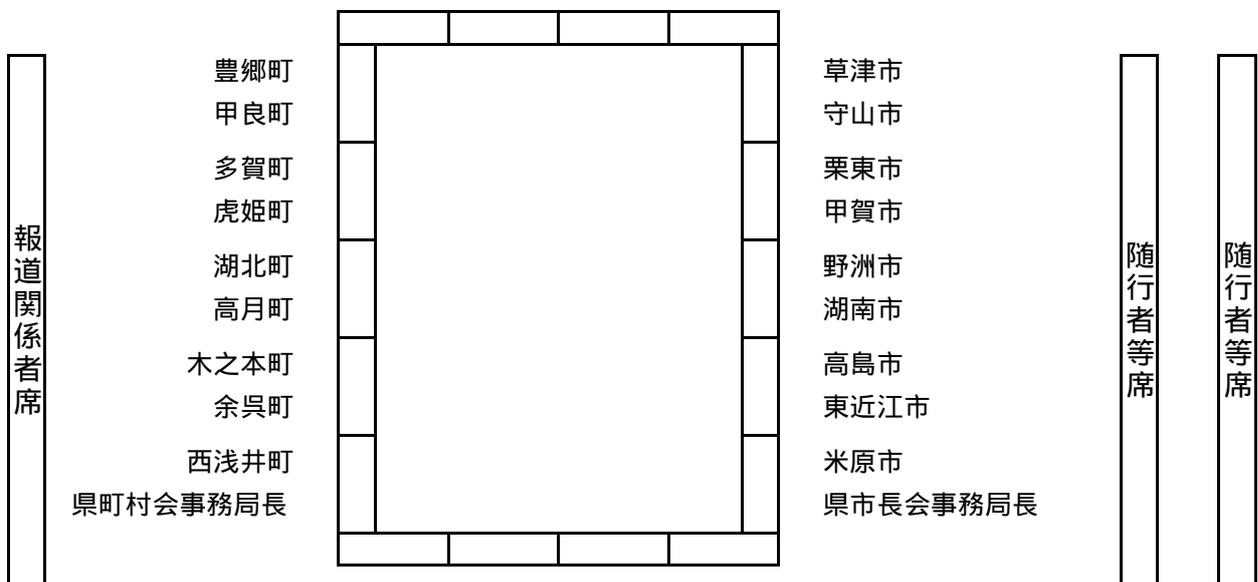
副市長	佐藤 賢
副市長	松田 一義
副市長	加藤 誠一
秘書広報課長	小西 勝己
副市長	山岡 晶子
総務部長	金森 悦雄
総務部長	北野 一郎
総務部長	村山 富一
副市長	川尻 良治
副市長	中津 勇
副市長	山内 敬
政策監	山口 豪
副市長	西田 弘
総務課長	豊後 孫治
副町長	藤澤 政男
副町長	勝見 久男
副町長	宇野 一雄
総務企画課長	西山 啓吾
総務主監	野瀬 喜久男
総務課長	大矢 勝
副町長	宮部 幹夫
副町長	八木 健精
副町長	田中 久二
副町長	山表 雄二
副町長	伊吹 惠鐘
副町長	拾井 泰彦
副知事	澤田 史朗
副知事	田口 宇一郎
県総務部長	川口 逸司
県総務部経営企画監	西嶋 栄治

第1回滋賀県・市町調整会議 配席図

日時：平成20年6月2日(月)
10時から
場所：県庁新館7階大会議室



近江八幡市
長浜市
彦根市
大津市
安土町
日野町
竜王町
愛荘町



経営企画室長
人事課長
田口副知事
澤田副知事
総務部長
総務部経営企画監
自治振興課長

(一般傍聴席)

総合地方機関の見直しについて(未定稿)

1 総合地方機関(振興局、地域振興局および県事務所)の現状

(1) 地域振興局の設立

平成 13 年 4 月に従来の県事務所、健康福祉センターおよび土木事務所を統合し、6 つの地域振興局(湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西)を設置した。

(2) 設立時の考え方

県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応することを旨とする。

(3) 地域振興局の主な機能

・地域経営・総合調整機能

(地域経営) 各地域振興局の圏域の一体的、総合的發展を図るため、圏域内の総合的な地域経営を行う機能。

(総合調整機能) 従来の各事務所、各部局により縦割りで所管されていた事業について部局横断的、機動的な対応を行うため、組織を地域振興局として一体化し、強化された機能。

・市町への支援機能

圏域内の市町の行財政システムの構築の支援、政策立案の補完および助言の機能ならびに自主的な市町合併の推進を支援する機能。

・サービス提供機能

各行政分野において、地域振興局として組織される以前から、各事務所が担ってきた県の地方機関としての行政サービス提供の機能。

なお、サービス提供機能の一部として、各行政分野で圏域の視点に立った地域経営的な展開や市町を支援する視点に立った取組が行われている。

・危機管理機能

現地に近いところで初期対応および情報収集を行うため、圏域をエリアとし、地域振興局として総合的な体制で局長の指揮命令のもと行う危機管理の機能。

(4) 平成 17 年 4 月の再編

合併特例法（旧法）下での市町村合併の進展状況により、段階的に所管区域の広域化と機能の見直しを行う。

甲賀地域振興局および湖西地域振興局について、地域経営・総合調整機能、市町への支援機能をそれぞれ南部振興局と本庁に集中化し、行政サービス提供機能と危機管理機能を担う甲賀県事務所と高知県事務所を設置した。

2 総合地方機関の見直しの背景

(1) 分権型社会における県と市町の役割の明確化

分権型社会では、県と市町はそれぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら、対等のパートナーとして連携、協力することが必要である。

市町優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえ、市町は住民に身近な基礎自治体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理し、県は市町を包括する広域の自治体として広域的、専門的な行政サービスの提供を担い、必要に応じて市町を補完していくことが求められている。

(2) 市町村合併の進展

地域振興局設置の当時に比較し、大幅に市町村合併が進展し、市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、基礎自治体として行政能力が一段と向上している。

一方で、人口 1 万人未満の町が 8 団体存在する現状を踏まえ、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき「滋賀県における自主的な市町の合併の推進に関する構想（平成 18 年 12 月）」を作成し、県内 3 地域で構想対象市町の組合せを示し、法期限内の自主的な市町合併の推進が図られている。

(3) 県から市町への権限の移譲

これまでの市町村合併により市が増加し、福祉関係の事務等について、県からの移譲が進むとともに、市町優先の原則、近接および補完性の原理から、法律レベルにおいても福祉、医療保健、教育、まちづくり、事業活動規制等の分野で、今後、県から市町へ権限が移譲されることが考えられる。

(4) 県の組織の見直し

地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、県の果たすべき広域的、専門的機能を将来にわたり担っていくためにも、人員削減を進め、スリムでコンパクトな体制を構築するとともに、迅速で効率的な事務執行に徹する必要がある。

(5) 現在の総合地方機関の機能についての見直し

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行に伴い、分権型社会の実現に向け、地域経営・

総合調整機能など新たな機能を加えるなどして、現在の総合地方機関の機能に至っているが、地域振興局の制度発足から7年を経て、これらの機能の成果、問題点、今後の展開を整理する必要がある。

以上のような総合地方機関を取り巻く背景を踏まえ、平成20年3月に策定した「新しい行政改革の方針」の取組項目、「4. 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し」の一つとして総合地方機関の見直しに取り組むものである。

3 総合地方機関の見直しの基本的な視点

(1) 分権社会の実現に向けた見直し

市町優先の原則を踏まえた見直し

- ・地域振興、圏域振興等は、市町が主体となる見直し
- ・住民に身近な行政サービスは市町が担うという考え方による権限移譲の推進を視野に入れた見直し

市町を包括する広域自治体としての県の役割を發揮できる見直し

- ・県が担うべき広域的な行政、専門性を要する行政等の充実・強化につながる見直し

小規模町等への支援機能も考慮した見直し

地方分権改革推進委員会、地方制度調査会の議論を見据えた見直し

(2) スリムで効率的な組織体制に向けた見直し

行政サービスの内容、客体等を踏まえた業務の広域化、本庁・地方機関との業務分担の再整理等による効率的な業務執行を目指した見直し

(3) 県民の視点からの見直し

住民に分かりやすい組織体制に向けた見直し

4 総合地方機関の見直しの検討項目

(1) 総合地方機関としての機能のあり方

次のような視点から各機能のあり方を検討する。

ア 圏域における総合的な地域経営の機能のあり方

県と市町の役割分担、市町村合併の進展、現在の総合地方機関の機能の課題等を踏まえ検討。

イ 現地における部門間の調整の機能のあり方

効率化・スリム化を達成しつつ専門性を發揮できる県組織のあり方、現在の総合地方機関の機能の課題等を踏まえ検討。

ウ 市町の行財政運営への助言、市町の行政サービス向上に対する支援のあり方
市町合併の進展による市町の行政能力の向上および小規模町への支援等を踏まえ
検討。

エ 危機管理機能のあり方
危機管理体制の維持について、体制・指揮命令系統の確立のために、総合地方機
関として持つ機能を検討。

オ 行政サービス提供機能のあり方
市町合併の進展、県から市町への権限移譲、効率化・スリム化を達成しつつ専門
性を発揮できる県組織のあり方等を踏まえ検討。

(2) 総合地方機関の組織のあり方

(1)の総合地方機関の機能のあり方を踏まえ、現在の振興局、地域振興局、県事務所
という体制について、総合地方機関の体制を維持すべきかどうかも含めて、そのあり方
を検討する必要がある。

(3) 総合地方機関の所管区域のあり方

市町合併の進展による市町エリアの拡大および県から市への権限移譲の実施、県と
市町の役割分担の整理、行政サービス提供機能についての県の組織のあり方等を踏まえ
て、(1)の総合地方機関の機能ごとの所管区域のあり方および総合地方機関全体として
の所管区域のあり方を検討する必要がある。

5 見直しのスキーム 別紙のとおり

総合地方機関(振興局等)の見直しスキーム

